

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年2月2日

沿岸広域振興局長 小國 大作



1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量 令和8年度単価契約物品（ガソリン、軽油、重油及び灯油）

品 名	地区名	規 格	予定数量
ガソリン	沿岸本局管内	ハイオク	約 7,200ℓ
ガソリン	沿岸本局管内	レギュラー	約 54,300ℓ
軽油	釜石地区	J I S 規格	約 8,200ℓ
船舶用軽油（軽油引取税免税）	釜石地区	船舶渡、J I S 規格	約 135,000ℓ
A 重油	釜石地区	1 種 1 号、配達料込み、1 回当たりの発注数量 6 kℓ未満	約 83,000ℓ
船舶用 A 重油	釜石地区	1 種 2 号、船舶渡	約 137,000ℓ
灯油	沿岸本局管内	1 号、配達料込み、1 回当たりの発注数量が 6 kℓ以上	約 70,000ℓ
灯油	沿岸本局管内	1 号、配達料込み、1 回当たりの発注数量が 6 kℓ未満	約 11,600ℓ

(2) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間（契約期間） 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 納入場所 給油取扱所での給油又は沿岸広域振興局本局管内（釜石市、大槌町）の岩手県所管（医療局、企業局を除く）各公所等

(5) 入札方法 (1) について品名、地区名ごとに1リットル当たりの単価（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第2位までとする。）で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第3位までとし、小数点第4位以下を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ただし、軽油（免税軽油を除く。）の場合は、入札書に記載された金額から軽油引取税に相当する額を差し引いた金額に、当該金額の100分の10に相当する額及び軽油引取税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第3位までとし、小数点第4位以下を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、見積もった金額から軽油引取税に相当する額を差し引いた金額の110分の100に相当する金額に軽油引取税に相当する額を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く）でないこと。

(3) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を有し、令和5・6・7年度競争入札参加資格者名簿に「燃料油脂類」で登録されている者であること。

(4) 沿岸広域振興局本局管内に本社（本店）を有する者又は管外に本社（本店）を有しているが、管内に支店等を有しており、その支店等が（3）の資格を有し、入札説明書に定める入札参加条件を満たしている者であること。

(5) 入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 026-0043 岩手県釜石市新町6番50号 沿岸広域振興局釜石審査指導監 電話番号 0193-27-5528

（郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて申し込むこと。また、岩手県のホームページから入札説明書をダウンロードすることも可能であること。）

(2) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年3月6日 午前10時 釜石地区合同庁舎3階第1会議室

（入札書を持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要書類等を令和8年2月19日午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない。

また、入札日の前日までの間において、沿岸広域振興局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。